



～後方支援都市都城市～

大規模災害に備える

南海トラフ巨大地震など大規模災害が発生したときに備え、各自治体がそれぞれの役割を明確にし、防災とともに被害を最小限に抑える減災を目的に連携することが求められています。今回は2月13日に都城市総合文化ホールで開催された「後方支援シンポジウム」の様子を紹介するとともに、本市が大規模災害時に果たすべき役割を考えます。

◎問い合わせ 危機管理課 ☎23-2129



後方支援都市「都城市」

東日本大震災では、甚大な被害を受けた沿岸部への人的・物的支援を内陸の自治体が担い、災害救助などに大きな役割を果たしました。本県においても、南海トラフ巨大地震が発生した場合、沿岸地域を中心に甚大な被害が起こることが想定されています。万が一災害が起きたときには、内陸に位置する本市は、人的・物的な支援を行う後方支援拠点としての役割が求められます。このため市では、「防災の道」都城志布志道路の整備促進や近隣市町村との連携強化など、災害時における機能充実に向けた取り組みを進めています。

広域連携に向けた取り組み

南海トラフ巨大地震などの大規模な災害に備え、平常時から自治体間の協力体制を整えるとともに、広域的な防災・減災の取り組みを強化することが重要です。

このため、県南沿岸部と内陸部の6市4町で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」を平成27年2月13日に設立。同協議会では、災害発生時の協力体制の確立や、防災に必要な施設整備の要望を協力して行うなど、防災・減災のための取り組みを連携して強化していきます。

●構成自治体

沿岸部 宮崎市、日南市、串間市
内陸部 都城市、小林市、えびの市、綾町、三股町、高原町、国富町、

協議会の取り組み

- **情報交換と共有**
 - ・基礎的防災事項(データ)の定期的な交換と共有
 - ・重要な施策に関する情報交換
- **応援協定の具現化**
 - ・宮崎県市町村防災相互応援協定に規定する内容の具体的な取り決め事項(計画または実施要領等)の策定
- **新しい企画の実施**
 - ・これまでにない相互連携の方策の企画と、実現に向けた取り組み
 - ・共同した研修や訓練の実施
- **新しい提案と要望**
 - ・南海トラフ巨大地震などを見据えた支援力(受援力)の重要性の提起
 - ・支援(受援)のための施設整備など

後方支援シンポジウムを開催

市では防災力の向上を目的に、内陸都市の役割について考え、災害に対する理解促進や後方支援に対する意識の醸成を目指す目的で2月13日、都城市総合文化ホールで後方支援シンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、東日本大震災発生当時、現場で指揮を統括した国土交通省の徳山日出男技監や、岩手県遠野市の本田敏秋市長による基調講演のほか、パネルディスカッションが行われました。



国土交通省
徳山 日出男 技監

『東日本大震災と危機管理』

東北地方整備局長に就任して間もなく震災が発生し、「気が付いたことは全部やる」という気持ちで、所管業務の枠を超えた被災自治体への支援を行いました。また、甚大な被害を被った沿岸部への救援・輸送ルートを早急に確保するため、東北地方の内陸部を縦貫する道路を基幹とし、沿岸部の各自自治体への道路を随時復旧・確保する「くしの歯作戦」を実施することで、内陸部からの支援を滞りなく行えるよう務めました。

「本気で想定し、備えていたことだけしか実際には役に立たない」震災で得た教訓です。後方支援拠点の整備などを実施していた遠野市は、震災で大きな役割を果たしました。地理的に相似する都城市においても今後、同じような役割を期待しています。



岩手県遠野市
本田 敏秋 市長

『東日本大震災』

『遠野市沿岸被災地後方支援』

震災前から、地震発生の危険性が叫ばれていて、災害に対する備えは重要な課題でした。遠野市は内陸と沿岸の中間に位置するなど地理的条件に加え、支援拠点として活用できる施設を有していたことから、後方支援拠点施設整備構想を策定。施設に新たな役割を持たせ、周辺市町村との連携や遠野市が果たすべき役割を明確化しました。大規模な防災訓練なども実施し、支援拠点の必要性や後方支援の有効性を実証していました。

震災では、これらの経験を生かし、全国から集結する救援部隊を滞りなく受け入れ、官民一体となったきめ細かな支援を実施しました。平常時から市町村同士のつながりがあったおかげで、後方支援の役割を果たすことができました。

広域連携・後方支援の重要性

宮崎大学の原田隆典教授をコーディネーターに迎え、行われたパネルディスカッション。NPO法人みんなのくらしターミナルの初鹿野聡代表は「行政まかせではなく、自分たちで考えて行動することが重要」と自主防災意識の高揚を訴えました。県の金丸政保危機管理統括監は「都城市には自治体間の協力体制を具現化するモデルになってもらい、県全体に後方支援体制を構築したい」と今後の取り組みへの期待を述べました。池田市長は「志布志道路の早期開通など、本市の役割や責任を気概を持って果たしたい。官民の力を結集し、一緒にがんばりましょう」と力強く述べました。



「あらゆる危険を想定し、訓練することが重要」と話す、陸上自衛隊第43普通科連隊の安田百年連隊長

まちなかを再生を考へる (3)

市では、中心市街地の再生と活性化を図るため、本年度からハード事業として「中心市街地中核施設整備支援事業」、ソフト事業として「まちなか活性化プラン事業」に取り組んでいます。最終回となる今回は、都城大丸跡地で進める中核施設整備支援事業の進捗状況と、今後の取り組みについて紹介します。

◎問い合わせ 商工政策課 ☎23-2983

中核施設の整備方針

今回の中心市街地中核施設整備支援事業では、旧都城大丸の本館や事務棟跡、旧センターモール、立体駐車場を活用し、新たな民間・公共施設を整備する予定です。

昨年度末に公表した整備方針は、民間事業者がスーパーなど商業施設や居住施設を建設し、市は旧センターモールを図書館に改修するほか、子育て世代活動支援センターや健康センター、全天候型多目的広場などを新設する内容となっています。

市民意見を反映した基本計画

本年度は、この整備方針を基に、事業の内容をより具体化するため、新たに整備する公共施設の機能や規模の検討、設計につながる条件の整理などを行い、基本計画を進めてきました。

計画の策定に当たって、さまざまな分野の有識者や市民の代表で構成する諮問機関（アドバイザー会議・図書館協議会）を設置し、会議を開催してきました。



施設機能について検討する諮問機関の会議

また、市民ニーズに沿った施設整備を行うことで、市民の利便性向上や新たな集客機能の創出を図るため、自由参加の市民ワークショップを開催し、提案された意見はアドバイザー会議などを通して計画に反映しました。



施設のあり方を討論する市民ワークショップの様子

こうした過程を経て、3月末までに取りまとめる基本計画については、今後、ホームページなどで公表する予定です。

今後の事業の進め方

現在、本館・事務棟跡は、所有する民間企業によって建物解体がほぼ完了していて、4月からは施設整備に向けた取り組みを進めていく予定です。

市では、平成27年度の前半をめどに、基本計画に基づき、それぞれの公共施設の基本設計を行います。その後、施設や設備の詳細設計（実施設計）を進め、来年度末までには施設の施工にも着手する計画です。

東京オリピックの開催準備や

東日本大震災復興事業などにより、全国的に公共事業の進捗にも影響が出ていますが、平成28年度末の施設完成に向けて、今後も取り組みを進めていきます。

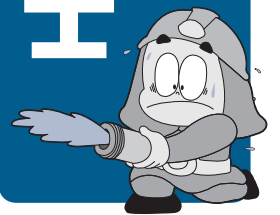


敷地整備が進む中核施設整備予定地

まちなか再生に向けて

3回の特集にわたって、多くの人がまちなかを訪れ、集う空間を整備する「中心市街地中核施設整備支援事業」と、中心市街地の利便性の向上と回遊を促す「まちなか活性化プラン事業」について紹介しました。市では今後もこの二つの事業の両立をまちなか再生の軸に据え、さまざまな取り組みを進めていきます。

市民の生命と財産を守る消防士



火災や自然災害、事故が起きたとき、最前線で活動する消防士。その使命は、市民の皆さんの生命と財産を守ることです。災害現場での迅速かつスムーズな活動を行うためにも、市民の皆さんの協力をお願いします。

◎問い合わせ 消防局総務課 ☎22-8882

消防士の役割

現在、本市には181人の消防職員がいて、日々、市民の安全を守るために訓練を重ね、火災や自然災害、事故が起きたときに現場の最前線で活動しています。災害現場で活動する消防士の中には、救助活動を行う救助（レスキュー）隊や救命活動を行う救急隊もいて、それぞれ連携を取りながら活動しています。

出動状況

火災出動の現状

昨年、消防局管内の火災件数は91件で、4日に1件火災が発生している状況です。これらを種別ごととみると、建物火災が52件と一番多く、全体の57割を占めています。その他、林野火災や車両火災などがあります。

また、火災による死者は1人、負傷者は21人、損失額は2億976万円となっています。なお、平成23年6月から住宅用火災警報器設置が義務化されています。警報器の設置がまだの人は、家族の命や財産を守るために必ず設置しましょう。

救急出動の現状

昨年の救急出動件数は、8,116件で、1日に22件出動している状況です。このうち急病が一番多く、全体の56割を占めています。

救急車は、緊急性の高い傷病者に限って利用するものです。ただし、胸の中心に強い痛みが続いたり、体の片側に力が入らなくなったりするなどの症状が見られる場合はためらわず、☎119へ電話してください。

救助出動の現状

昨年の交通事故などによる救助出動件数は80件で、前年に比べて29件の減少となりました。しかし、救助状況を見ると、毎年、交通事故による救助事案が多く発生しています。

災害出動の現状

平成24年4月から、ドクターへの運用が開始され、離着陸時に必要な地上の安全確保などの支援による出動が増加しています。

昨年の、ドクターヘリ支援出動や自動火災報知機のベル鳴動による通報などの災害出動件数は、390件で前年に比べ74件増加しています。

応急手当で助かる命

救急車が到着するまでに、応急手当で助かる命もあります。救命のために最も大切なのが、心臓マッサージと人工呼吸。AED（自動体外式除細動器）は、心臓の筋肉が細かく震え、ポンプ機能を失った状態を取り除く救命に有効です。

消防局では、応急手当講習会の実施や営利を目的としないイベントなどにAEDの貸し出しをしていて、これらの普及活動を行っています。



インタビュー



消防局南消防署

河野 航大さん

小さい頃から消防士を目指して4年。合わせがたくても多くを救いたいという思いで、日々の業務に取り組んでいます。

本市の現状は、火災や救急出動の件数が年々増加しています。特に、寒い季節は火の取り扱いに十分注意してください。また、施設内や自宅などにあるAED、消火器の設置場所を、いざというときに備えて、確認しておくことが大事です。

消防局では、応急手当講習会も実施しています。自分自身や家族のためにも、ぜひ、参加ください。

狂犬病予防注射

大切な愛犬を守るために



平成27年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で行います。どの会場でも受けられますが、会場によって実施時間が異なります。なお、期間内に注射を受けられない場合は、最寄りの動物病院で接種してください。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

本庁管内		
期日・地区	場所	時間
4/3(金) 西岳	高野自治公民館	9:30~10:00
	田野地区集落センター	10:20~10:40
	東折田代自治公民館	11:00~11:20
	西折田代自治公民館	11:40~12:00
	猪子石記念碑前	13:30~13:50
	御池自治公民館	14:20~14:40
	東牛之脛自治公民館	15:00~15:20
	夏尾市民センター	9:30~9:50
4/7(火) 西庄内	上馬渡自治公民館	10:10~10:30
	荒川内自治公民館	10:50~11:10
	渡司自治公民館	11:40~12:00
	上川内自治公民館	13:30~13:50
	下川内自治公民館	14:10~14:30
	庄内地区公民館	15:00~15:40
	下川崎自治公民館	9:00~9:20
4/8(水) 庄内	上川崎自治公民館	9:40~10:00
	関之尾自治公民館	10:20~10:50
	西区自治公民館	11:10~11:30
	今屋自治公民館	13:00~13:30
	千草自治公民館	13:50~14:20
	宮島自治公民館	14:40~15:00
	平田自治公民館	9:00~9:30
4/9(木) 庄内	筋自治公民館	9:50~10:20
	今平自治公民館	10:40~11:10

本庁管内			
期日・地区	場所	時間	
4/23(木) 祝吉	立野自治公民館	9:00~9:30	
	早水自治公民館	9:50~10:20	
	年見自治公民館	10:40~11:00	
	千町自治公民館	11:20~11:40	
	祝吉自治公民館	13:00~13:20	
	並木自治公民館	13:40~14:00	
	上川東一丁目自治公民館	14:20~14:40	
	川東墓地東入口	15:00~15:30	
4/24(金) 祝吉沖水	下川東自治公民館	9:00~9:30	
	祝吉地区公民館	9:50~10:30	
	南郡元三丁目自治公民館	10:50~11:10	
	上郡元自治公民館	11:30~12:00	
	神之山自治公民館	13:30~13:50	
	松之元自治公民館	14:10~14:40	
4/26(日) 庄内西岳	吉尾自治公民館	15:00~15:30	
	庄内地区公民館	13:00~13:40	
4/28(火) 沖水	西岳地区公民館	14:15~14:45	
	中金田自治公民館	9:00~9:40	
	下金田自治公民館	10:00~10:20	
	広瀬自治公民館	10:40~11:00	
	沖水地区公民館	11:20~12:00	
	太郎坊自治公民館	13:30~14:10	
4/30(木) 志和池	高木自治公民館	14:30~15:30	
	麓自治公民館(野々美谷)	9:00~9:20	
	寿万寺自治公民館	9:40~10:00	
	崎田自治公民館	10:20~10:40	
	薄谷自治公民館	11:00~11:30	
	森田自治公民館	13:00~13:20	
	丸谷自治公民館	13:40~14:10	
	志和池地区公民館	14:30~15:10	
	5/1(金) 志和池	荒ヶ田自治公民館	9:00~9:20
		岩満自治公民館	9:40~10:00
巢立自治公民館		10:15~10:35	
下水流3自治公民館		10:55~11:30	
下水流1自治公民館		13:00~13:30	
平原自治公民館		13:50~14:10	
上水流東自治公民館		14:30~15:00	
5/7(木) 小松原	源野自治公民館	9:00~9:20	
	大根田自治公民館	9:40~10:10	
	志比田自治公民館	10:30~11:00	
	片平自治公民館	11:20~12:00	
	宮丸自治公民館	13:30~14:00	
5/8(金) 小松原妻ヶ丘	小松原地区公民館	14:20~15:00	
	北原自治公民館	9:00~9:20	
	中妻自治公民館	9:40~10:00	
	菖蒲原自治公民館	10:20~10:50	
	妻ヶ丘地区公民館	11:10~11:40	
	広原自治公民館	13:00~13:30	
	花繰自治公民館	13:50~14:10	
弁済使自治公民館	14:30~14:50		
若葉自治公民館	15:10~15:40		

狂犬病予防注射手数料(年1回)
1頭3,000円
登録手数料(生涯1回限り)
1頭3,000円

登録と予防注射は飼い主の義務
狂犬病は発症すると死に至る恐ろしい病気です。このため、狂犬病予防法により生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種が、飼い主に義務付けられています。大切な愛犬のために、必ず注射を受けましょう。

- 飼い主の皆さんへ**
- 飼い主宛てに、受付票を郵送しますので、必ず会場へ持参ください。
 - 注射会場では、飼い主が責任を持って犬を管理してください。
 - 妊娠中や体調の悪い犬、または1カ月以内に他の予防注射をした場合は、注射会場の獣医師または動物病院に相談ください。
 - 飼い犬が死亡したり、飼い主の氏名や住所などが変わったたりした場合は、届け出が必要です。
 - 注射会場でも受け付けますので、届け出をお願いします。
 - 未登録の場合は、注射と同時に登録も行ってください。
 - 犬の糞や鳴き声による苦情が増えていきます。周囲に迷惑を掛けないようマナーを守りましょう。

山田総合支所管内		
期 日	場 所	時 間
6/2(火)	和田上自治公民館	9:30～10:00
	田中自治公民館	10:20～10:50
	毘砂丸自治公民館	11:10～11:40
	牛谷自治公民館	13:00～13:30
	瀬茅自治公民館	13:50～14:20
	万ヶ塚自治公民館	14:40～15:10
6/3(水)	石風呂自治公民館	9:30～10:00
	平山自治公民館	10:20～10:50
	中村自治公民館	11:10～11:40
	山田町体育館前	13:00～13:30
	脇之馬場自治公民館	13:50～14:20
6/4(木)	大古川自治公民館	14:40～15:10
	上是位川内自治公民館	9:30～10:00
	下是位川内自治公民館	10:20～10:50
	浜之段自治公民館	11:10～11:40
	長谷自治公民館	13:00～13:30
	竹脇自治公民館	13:50～14:20
6/5(金)	谷頭二自治公民館	14:40～15:10
	北田自治公民館	9:00～ 9:20
	古江自治公民館	9:40～10:10
	山内二自治公民館	10:30～11:00
	谷頭五自治公民館	11:20～12:00
	谷頭トレーニングセンター	13:20～14:00
6/7(日)	谷頭一自治公民館	14:20～14:50
	谷頭九自治公民館	15:10～15:30
	山田総合支所	9:00～ 9:50

高崎総合支所管内		
期 日	場 所	時 間
4/16(木)	蔵元自治公民館	9:10～ 9:35
	三和自治公民館	9:55～10:20
	共和自治公民館	10:40～11:05
	横谷自治公民館	11:25～11:50
	笛水教育集会所	13:20～13:40
	後平自治公民館	14:00～14:20
	炭床自治公民館	14:50～15:10
	鷲戸自治公民館	15:30～15:45
4/17(金)	荒場自治公民館	9:10～ 9:40
	上勢西自治公民館	10:00～10:20
	東霧島地区多目的集会所	10:40～11:10
	東自治公民館	11:30～11:50
	高崎福祉保健センター	13:10～13:40
	高坂自治公民館	14:00～14:25
	鍋自治公民館	14:45～15:05
	塚原自治公民館	15:25～15:45
4/21(火)	田平自治公民館	9:10～ 9:30
	栢木自治公民館	9:50～10:10
	町倉自治公民館	10:30～11:00
	谷川自治公民館	11:20～11:40
	栗巢自治公民館	13:10～13:30
	迫間自治公民館	13:50～14:10
	山神原自治公民館	14:30～14:50
	野平自治公民館	15:10～15:30
4/22(水)	木下自治公民館	9:10～ 9:40
	吉村自治公民館	10:00～10:30
	中轟自治公民館	10:50～11:10
	小牧自治公民館	11:30～11:50
	権堀牛繋留所	13:10～13:25
	牟礼水流自治公民館	13:45～14:05
	原村自治公民館	14:25～14:55
4/26(日)	高崎総合支所東側駐車場	15:15～15:35
高崎総合支所	9:00～10:00	

本庁管内		
期 日	場 所	時 間
5/31(日)	五十市地区公民館	9:00～ 9:30
	都城市役所第2駐車場 (図書館向かい側)	10:00～10:30
	中郷地区公民館	11:00～11:30
6/14(日)	都城保健所	9:00～11:30

山之口総合支所管内			
期 日	場 所	時 間	
5/27(水)	飛松公民館	9:30～ 9:45	
	青井岳 (高野商店裏)	10:05～10:25	
	五反田公民館	10:45～11:05	
	野上公民館	11:25～11:45	
	永野地区公民館	13:00～13:20	
	六十田公民館	13:40～14:00	
	田原公民館	14:20～14:40	
	麓営農研修館	15:00～15:40	
	5/28(木)	乗平公民館	9:00～ 9:20
		桑原公民館	9:40～10:10
正近公民館		10:30～10:50	
上富吉地区体育館		11:10～11:30	
5/29(金)	街区公民館	13:00～13:20	
	西向原公民館	13:40～14:20	
	下富吉地区体育館	14:40～15:20	
	川内公民館	9:00～ 9:20	
6/7(日)	前方公民館	9:40～10:00	
	山之口総合支所	10:30～11:30	
山之口総合支所	10:30～11:20		

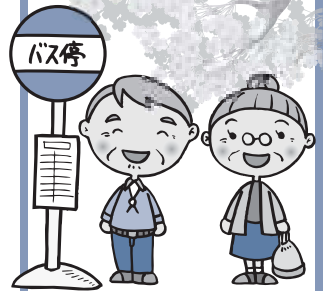
高城総合支所管内		
期 日	場 所	時 間
4/9(木)	第3自治公民館	13:00～13:30
	高城ふれあいスポーツ館	13:50～14:20
	第1自治公民館	14:40～15:10
	第2自治公民館	15:30～16:00
4/10(金)	雀ヶ野公民館	9:30～ 9:50
	高城地区公民館四家分館	10:20～10:40
	第18自治公民館	11:00～11:20
	七瀬谷公民館	11:40～12:00
	市野々公民館	13:30～13:50
	高城農村改善センター	14:10～14:40
	高城総合支所	15:00～16:00
4/14(火)	上星原公民館	9:30～10:00
	下星原公民館	10:20～10:50
	田辺公民館	11:10～11:30
	雁寺・八久保公民館	13:00～13:30
	西久保公民館	14:00～14:30
	豊広公民館	15:00～15:30
	4/15(水)	横原地区コミュニティセンター
勤労青少年ホーム		9:50～10:20
高城ふれあい武道館		10:40～11:10
第9自治公民館		11:30～12:00
石山体育センター		13:30～14:00
第11自治公民館		14:20～14:50
第12自治公民館		15:10～15:40
4/26(日)	高城総合支所	10:40～11:40

本庁管内		
期日・地区	場 所	時 間
5/11(月) 妻ヶ丘 姫 城	一万城西部自治公民館	9:00～ 9:20
	一万城東部自治公民館	9:40～10:10
	小鷹自治公民館	10:30～11:00
	竹町自治公民館	11:20～11:50
	上長飯霊地公園 北側駐車場	13:30～14:00
	早鈴自治公民館	14:20～15:00
5/12(火) 五十市	鷹尾一丁目自治公民館	9:00～ 9:30
	北鷹尾自治公民館	9:50～10:20
	南鷹尾自治公民館	10:40～11:00
	五十市地区公民館	11:20～12:00
	狐塚自治公民館	13:30～14:00
	平長谷自治公民館	14:20～14:40
5/19(火) 姫 城 五十市	原村自治公民館	15:00～15:30
	西町自治公民館	9:00～ 9:20
	都島公園 (陸軍墓地)	9:40～10:20
	都島自治公民館	10:40～11:00
	ふるさとセンター (大岩田玉利自治公民館隣)	11:20～11:50
	横尾原自治公民館	13:20～13:40
5/20(水) 五十市 横 市 姫 城	下今町自治公民館	14:00～14:30
	上今町自治公民館	14:50～15:20
	久保原西自治公民館	9:00～ 9:40
	上養原自治公民館	10:00～10:30
	後養原自治公民館	10:50～11:10
	下養原自治公民館	11:30～12:00
5/21(木) 横 市	上町自治公民館	13:30～13:50
	姫城自治公民館	14:10～14:30
	甲斐元自治公民館	14:50～15:10
	今房自治公民館	9:00～ 9:30
	表自治公民館	9:50～10:10
	東加治屋自治公民館	10:30～11:00
5/22(金) 姫 城 中 郷	横市地区公民館	11:20～12:00
	和田自治公民館	13:30～13:50
	霧原自治公民館	14:10～14:40
	サンアビリティーズ都城	15:00～15:20
	下長飯自治公民館	9:00～ 9:40
	藤田自治公民館	10:00～10:40
5/24(日)	下安久自治公民館	11:00～11:20
	上安久自治公民館	11:40～12:00
	正応寺自治公民館	13:30～13:50
	高野原自治公民館	14:10～14:40
	豊満自治公民館	15:00～15:30
	志和池地区公民館	9:00～ 9:30
5/26(火) 中 郷	沖水地区公民館	10:00～10:30
	祝吉地区公民館	11:00～11:30
	横市地区公民館	13:00～13:40
	小松原地区公民館	14:10～14:40
	妻ヶ丘地区公民館	15:10～15:40
	益貫自治公民館	9:00～ 9:30
5/26(火) 中 郷	梅北麓自治公民館	9:50～10:10
	女橋自治公民館	10:30～10:50
	雄児石自治公民館	11:10～11:40
	大浦自治公民館	13:00～13:20
	嫁坂自治公民館	13:40～14:00
	弘川自治公民館	14:20～14:40
川内自治公民館	15:00～15:20	

4月1日から

敬老特別乗車券(敬老バス券)と 健康増進施設利用割引券(利用割引券)の 更新・交付手続きが始まります

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-3102



敬老特別乗車券

高齢者の自主的な活動を助けるために交付している敬老バス券は、宮崎交通や高崎観光バス、三州自動車の3社が運行するバスで利用できます。

●対象 満70歳以上の市民

●乗車区域 市内全域

※高速バス、特急バスは利用不可

●利用者負担

1回の乗車につき1000円

●手数料 1,000円

●交付場所 福祉課、各総合支所

市民生活課、各地区市民センター

※地区公民館でも交付(「各地区公民館の交付日程」参照)

●手続きに必要なもの

【新規】6カ月以内に撮影した写真

(横2.5センチ×縦3センチ、脱帽、顔が鮮明に写っているもの)、保険証

や運転免許証などの身分証明書

※代理手続きはできません

【更新】現在持っている敬老バス券

※代理手続きもできます。ただし敬老バス券の紛失や記載事項に変更などがある場合は、新規手続きが必要のため、代理手続きはできません

●その他 有効期限が平成27年3月31日の敬老バス券は、4月いっぱい使用できますが、5月から使用できません

●更新 有効期限が平成27年3月31日の敬老バス券は、4月いっぱい使用できますが、5月から使用できません

各地区公民館の交付日程

日	時	場 所
4/8 (水)	9:30～11:30	小松原地区公民館
	13:30～15:30	横市地区公民館
4/9 (木)	9:30～11:30	祝吉地区公民館
	13:30～15:30	長寿館
4/10 (金)	9:30～11:30	妻ヶ丘地区公民館

※敬老バス券と利用割引券を同時に交付します

健康増進施設利用割引券

高齢者の健康増進を図るために、温泉施設で共通して利用できる割引券を、希望者1人当たり20枚つづり1冊を交付します。

●利用できる施設

【都城市の施設】青井岳荘、観音さくらの里、かかしの里ゆぼっぱ、やまだ温泉、ラスパたかざき

【曾於市の施設】メセナ住吉交流センター、財部温泉健康センター、大隅弥五郎伝説の里

【志布志市の施設】国民宿舎ボルベリアダグリ、蓬の郷ふれあい交流センター

●対象

①65歳以上の市民(昭和26年4月1日以前生まれ)

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の市民

※身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受け

ている人の主たる介助者も対象

●交付場所 福祉課、各総合支所
市民生活課、各地区市民センター
※地区公民館でも交付(「各地区公民館の交付日程」参照)。ただし、②に該当する人の交付は、地区市民センター、地区公民館では行いません

●手続きに必要なもの

【本人申請】印鑑、身分証明書

【代理申請】委任状または交付対象者の身分証明書、交付対象者と代理人の印鑑、代理人の身分証明書

※身分証明書とは、保険証、運転免許証、身体障害者手帳など

【身体障害者手帳などによる申請】

交付対象者の印鑑(代理申請は交付対象者と代理人の印鑑)、身体障害者手帳など。

介助者分を申請

する場合は介助

者の印鑑

※印鑑は、スタンプ式を除く

●その他 期限

が過ぎた利用割引券は、申請手続きのときに持

参ください

※温泉施設では、回収しません



3月は「自殺対策強化月間」

寄り添うことで助かる命

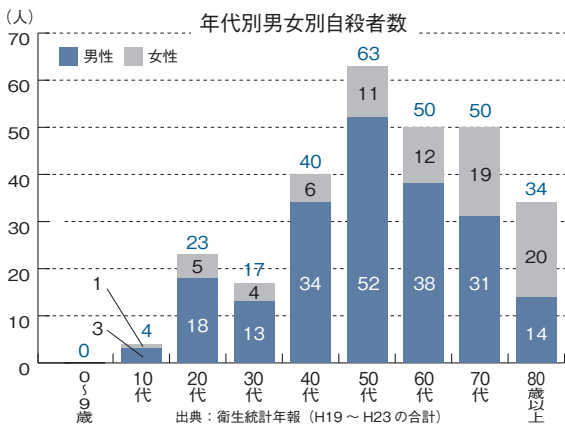
日本では、年間およそ2万7,000人が自ら命を絶つていて、交通事故で亡くなる人の6倍以上にもなりません。自殺する人の多くは、さまざまな悩みを抱えていて、心理的に追い詰められた結果、「死」という悲しい道を選んでいきます。今回は自殺の原因や対策について紹介します。

◎問い合わせ
福祉課 ☎23-2980

自殺率が全国平均を上回る都城市
当市の自殺死亡率は、平成15年の47・3人(10万人対)をピークに、平成25年は22・1人と低下しています。しかし、全国平均20・7人と比べると依然として高い値となっています。

働き盛りに多い自殺

自殺者の数を年代別で見ると、男性は心理的、社会的な負担が大きい中高年(40代から60代)、女性は高齢者(70代から80代)が高い傾向にあります。



自殺の原因

本市での自殺原因として考えられるのは、「健康問題」が48割と最も高く、「経済・生活問題」16割と「家族問題」12割と合わせる

自殺は予防できる

自殺は「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる死」です。自殺を考えている人は、さまざまなサインを出しています。次のようなサインに気付いたら、声をかけ、悩みを打ち明け、きつかけを作ることが大切です。

- ・ 性格が急に変わった
- ・ 引きこもりがちになった
- ・ 眠れない
- ・ 関心があったことに興味がなくなる
- ・ 突然泣きだすなど、感情が不安定
- ・ 無断欠勤が続いたり、行方が分からなくなったりする
- ・ 心身の不調を訴える
- ・ 食欲が落ち、体重が減る
- ・ 酒量や薬物の服用が増える
- ・ 「死にたい」「自分はだめだ」と口にする

ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーは悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。市では、専門家を招いて、具体的な声の掛け方や話の聞き方などを学ぶ、ゲートキーパー養成講座を開催しています。開催日程は、広報紙や市ホームページでお知らせします。

あなたもゲートキーパー

- 気付き** 言動や行動など、いつもと違うことに気付き声をかける
- 傾聴** 本人の気持ちを尊重し、否定せずに話に耳を傾ける
- つなぎ** 早めに専門機関に相談するよう促す
- 見守り** 寄り添いながらじっくりと回復を温かく見守る

「自殺のない居心地のいい都城」を目指し活動しているNPO法人

M'sハートフル

自殺を防止するために、誰もが安心して交流できる場所を提供。大切な命を守っています。気軽に立ち寄ってみてください。

安らぐ居場所 (14時～16時)

・ 上町自治公民館 [第1日曜日]

・ 五十市地区公民館

[第2日曜日]

・ 都城市ふるさとセンター

(大岩田町) [第3日曜日]

・ 高城生涯学習センター

[第4日曜日]

◎問い合わせ

M'sハートフル (代表：玉利)

☎080-6431-7145

各種相談窓口

都城保健所 ☎23-4504

福祉課 ☎23-2980